

大飯原発差止訴訟原告団ニュース 第3号

発行 2014年10月11日
大飯原発 差止訴訟
京都脱原発 原告団



(C) 宮脇達

第三次原告を募集しています。

- 大飯原発差止訴訟は、2012年11月29日に1107名の原告で第一次提訴を行いました。その後、2013年12月3日に856名で第二次提訴を行いました。原告総数は1963名になりました。
- すべての原発をなくし、再稼働を許さないため、

現在、第三次追加原告を募集しています。

- 脱原発の声を社会的にさらに大きくしていくために、一人でも多くのお知り合いに、原告に参加するように訴えてください。1万人の原告で裁判所を包み込みましょう。

第三次原告の募集で、切実なお願いがあります。

- 原告の第三次追加は、1000人の規模で今年中に裁判所に提訴する予定です。しかし、10/4現在で、287名にとどまっています。
- 5000円の参加費を支払っていただいています。提訴時に裁判所に納める印紙代は、少人数ほど割高になり、700人を超えないと、印紙代が5000円を超過して、赤字になってしまいます。
- 弁護士、世話人会は奮闘していますが、その力

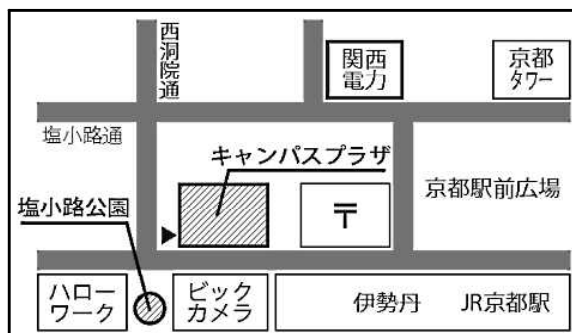
だけでは700人の達成は困難になっています。

- そこで、切実なお願いです。現在の原告の皆さまが、友人、知人、ご家族などに訴えていただき、原告お一人が一人の新しい原告を増やしていただかせませんか。同封の「原告募集案内チラシ」の最後に加入申込書があります。現在の原告の皆さまが、一枚でも加入申込書をお送りくださいますよう、お願いします。

11月8日(土)に、「ストップ原発再稼働！京都集会」を開きます。

- 原発の再稼働をめざす急な動きに対応し、再稼働反対、すべての原発廃炉、大飯原発差止訴訟の原告拡大を訴えます。
- 石川県の「志賀原発を廃炉に！訴訟」では、2006年に金沢地裁で原告勝利の判決を勝ち取りました。珠洲原発を阻止し、志賀原発と闘い、2006年に金沢地裁で運転差止判決を勝ち取った「志賀原発を廃炉に訴訟」に学び、当時の裁判長からも話を聞きます。
- 11/8(土) 16:30 開会、キャンパスプラザ京都。

- 原告や市民の皆さまの多くの参加を訴えます。くわしくは、同封のチラシをご覧ください。



カンパのお願い、誠に恐縮ですが。

- 私たち脱原発弁護団・原告団の運営は、専従の事務局はなく、すべて手弁当の弁護団と、原告団世話人会に依拠しています。
- おもな運営資金は、いろいろな集会、裁判所での口頭弁論期日の報告集会などで、皆さまにお願いしているカンパです。
- インターネットによる広報だけでなく紙の報告

も必要だと考え、今回、このお手紙は全原告宛に発送しています。しかし、メール便で60円×2300名＝138,000円の費用がかかっています。

- 消費税の増税、物価上昇など、経済状況の厳しい中、お願いばかりで誠に恐縮にですが、それぞれのご負担能力に応じてご判断いただき、同封の振込用紙でカンパをお願いします。

原告の皆さんへの連絡方法---郵送希望原告の登録もあります。

- メールアドレス登録のお願い…原告の皆さんへの連絡は、基本的にメーリングリスト（一斉メール送信）で行っています。できるだけメールアドレス（携帯可）の登録をお願いします。現在、月に1回は、世話会の報告を配信しています。世話会の報告を受信されていない原告の方は、新しいアドレスを再登録いただきますよう、お願いします。
- メールアドレス変更の際の連絡のお願い…最近、配信停止となるメールアドレスが増えています。携帯電話の機種変更などでメールアドレスが変更になった場合は、再度、下記の事務局宛にご連絡ください。
- 郵送希望原告は登録のお願い…メールでの連絡ができない場合、「郵送希望原告」に登録していただくことができます。郵送希望原告には、裁

判期日などの節目の重要な連絡をお送りします。ただ、郵送費用がかかりますので、同封の振込用紙に郵送希望として、1,000円をお振り込みください。

- 郵送希望原告申込金、原告参加費用、カンパなどの送金先口座
 - ・ 郵便局からの振り込み、送金先郵便振込口座
 - ・ 口座番号 00990-8-144924
 - ・ 口座名義（加入者名）京都脱原発弁護団（きょうとうだつげんぱつべんごだん）
 - ・ 銀行から振り込む場合、ゆうちょ銀行の口座名を指定します。
 - ・ ゆうちょ銀行 ○九九（ゼロキュウキュウ）店
 - ・ 当座預金 口座番号0144924
- 不明の点がございましたら、このニュースの6ページ記載の事務局宛にご連絡ください。

当面の予定は、以下の通りです。

- ・ 10/11（土）…10:00～、第22回世話人会、京都弁護士会館
- ・ **11/8（土）…16:30～20:00、「原発再稼働を許すな!京都集会」、キャンパスプラザ京都**
- ・ 11/14（金）…11:00～、[支援] 原発賠償訴訟
 - ・ 京都、第5回口頭弁論、京都地裁
- ・ 11/15（土）…10:00～、第23回世話人会、京都弁護士会館
- ・ 12/13（土）…16:00～、第24回世話人会、京都弁護士会館

- 【2015年】
- ・ 1/13（火）…[支援] 原発賠償訴訟・京都、第6回口頭弁論、京都地裁
- ・ **1/29（木）…14:00～、大飯原発差止訴訟、第6回口頭弁論、京都地裁**
- ・ 3/3（金）…[支援] 原発賠償訴訟・京都、第7回口頭弁論、京都地裁
(世話会は、いずれも京都弁護士会館にて)
(世話人は随時、募集しています。現在の世話人は18名で、毎月1回、世話会を開いています。)

二つの報告集があります。

■「福島交流ツアー報告集」…昨年の11月に原告団有志12名で福島を訪れ、放射線測定などを行ってきた報告集です。「生業を返せ！地域を返せと！」と訴えている福島生業訴訟の原告らと交流し、福島をリアルに伝える報告集です。A3判48ページ、オールカラー版、500円。残部僅少。(→7ページ)

■「おおい町見学ツアー報告」…今年7月に原告有志43名が、地元おおい町の町議などの案内で大飯原発と地元おおい町を見学してきました。その報告は、二種類あり、500円以上のカンパで配付しています。(→8ページ)

①音声入りビデオDVD

②紙にカラー写真を印刷したアルバム

フリー紙芝居「なくそう げんぱつ」をつくりました。

■小学4年生くらいからわかるように、原発の問題を絵にしました。基本的に無料配付ですので、皆さまの運動の中で利用してください。ただし、イラスト代などのコストはかかっています。適当な機会にカンパをお願いします。

■DVD版、YouTube版があります。(→8ページ)

■DVDデータは、イメージファイルのISOデータにして、原告団Webからダウンロードできるようにしています。ご自分でダウンロードしていただき、それをDVDディスクに焼けば、パソコンの他に、DVDプレーヤなどでもご覧にな

れます。DVD版では背景に音楽が入っているものと、そうでないものがありますが、絵やナレーションは同じです。事務局(京都第一法律事務所)には、完成版のDVDが置いてあります。長さは、7分程度です。

■YouTubeにもアップしています。こちらですと、パソコンのほか、インターネットに接続しているテレビ、ゲーム機、タブレットなどで見ることができます。原告団Webでも見ることができます。原告団Webには、YouTubeへのリンクも掲載しています。

大飯原発差止訴訟、これまでの裁判の内容

■第1回期日は2013年7月2日、第2回が同年12月3日、第3回が2014年2月19日、第4回が同年5月21日に行われ、第5回は同年9月30日でした。

■第1回(2013年7月2日)…まず原告団の竹本団長と、原告福島敦子さん、同大庭佳子さんが陳述しました。

竹本団長は「地震国ニッポンで、原発は無理！」というテーマで、パワーポイントを駆使しながら、専門の立場から「原子力規制委員会は、大飯原発敷地内の重要施設の直下を通る「F-6破砕帯」が活断層であるかどうかに関心を持って検討を進め、「活断層ではない」との結論を出したが、これ

は空しい議論である」とされ、その根拠を詳しく挙げられました。

また基準地震動について、次のような具体的事例を指摘されました。「1984年の長野県西部地震のときに、1km×3kmという狭い範囲ではあったが、埋まっていた石が飛んだ。単に置いてある石なら、980ガルをこえる地震動の加速度が動けば浮く。しかし、埋まった石が飛ぶためには、それよりもずっと大きな加速度が働かねばならない。京大防災研の研究者の計算では、埋まっている石が飛び出すためには、15000ガル以上の加速度が働かなければならない。地球の重力加速度の15倍である。非常に局所的ではあるが、

M6.8の地震で、こんな大きな加速度が働いた例がある。関電が基準地震動を700ガルから856ガルに見直したといっても、それで安全だということには全くならない。15000ガルの加速度に耐えうる設備を作るのは技術的にも経費面でも不可能である。関電は直ちに廃炉に踏み切るべきだ」と結ばれました。

又福島県から避難してこられた福島敦子さんと大庭佳子さんは、避難を余儀なくされた福島県の人々の苦難の実情を、深い憤りと悲しみを込めながら、静かに訴えられました。福島さんは「司法が健全であることを信じています。日本国民は、憲法より守られていることを信じています。」と結び、法廷は深い感動と共感で満たされました。

玄海原発等の差止訴訟に奔走しておられる熊本県の板井優弁護士に応援弁論をして頂き、差止の必要性を強く訴えて頂きました。弁護団はパワーポイント、動画等を用いて訴状を分担して陳述し、原発の安全神話の崩壊、原発事故による甚大で取り返しのつかない被害を直視して、原発を差し止めるように訴えました。

■ **第2回(2013年12月3日)**…原告本人の陳述は、聖護院門跡の宮城泰年さんが、宗教者の立場から危険な原発の稼働は認められないと、諄々と説かれ、腸にしみ入るお話しをして頂きました。弁護団は、福島の人達の悲惨な避難の状況を具体的に、写真等をまじえて明らかにし、原発事故がいかに多くの人達の間人としての尊厳を傷つけているかを訴えました。

■ **第3回(2014年2月19日)**…宮本憲一元滋賀大学長が原告として意見陳述され、専門の公害環境研究者の立場から、福島第一原発事故によって多くの住民が故郷を失った苦難の事実を指摘し、福島第一原発事故は、足尾銅山鉱毒事件によって消滅した谷中村の悲劇よりもさらに大きい、わが国史上最大最悪の公害事件であると指摘されました。

弁護団は、放射線被爆が人体に及ぼす影響の仕

組みと、チェルノブイリ原発事故が人々に及ぼした巨大な影響を明らかにするとともに、これらの放射線による被害の重大さにくらべて、政府がこれまでにとってきた放射性物質に関する法規制がいかに杜撰であったか、そしていまもなお具体的な法規制の整備が行われていない、にもかかわらず大飯をはじめとする各地の原発の再稼働を推し進めようとしていることは、福島第一原発事故を経験してもなお、政府や電力会社が「安全神話」を捨てていないと強く批判しました。

そして、このような状況下において、司法の果たす役割は極めて重大で、裁判所は、大飯原発を含むあらゆる原発の危険性を正しく認識し、市民の生命、身体の安全と健康を守るため、子ども達の未来を守るため、大飯原発の運転を許さない判断を下すことを求めました。

■ **第4回(2014年5月21日)**…裁判官全員が交代したので、第1回から第3回迄行ってきた意見陳述と弁論を、再度全てではないが再現しました。これらの意見陳述と弁論には、裁判官も時折うなづきながら静かに耳を傾け、意見陳述、弁論の終わり毎に起きる傍聴席からの拍手を制止することはありませんでした。

(以上は、6/28の「福井地裁判決報告集会 in 京都」で、弁護団長の出口治男弁護士が報告したものです。)

■ **第5回(2014年9月30日)**…原告からは書面を3通提出しました。

ひとつは現行の「新規制基準」が新しくも何でもない欠陥品であることについてです。「世界一厳しい」などと言われる新規性基準が、実際は単に原発を稼働させる基準に過ぎず、安全確保の観点からは抜け穴が沢山あることを述べました。

もうひとつは避難計画の不備及び実現困難性と実際に過酷事故が起きたときの想定被害の拡大についてです。京都府北部について、多くの住民がいくつかの幹線道路で避難することは様々な面か

ら困難であることを述べました。また、この間、滋賀県や兵庫県が公表した、過酷事故発生時の放射性物質拡散予測をもとに、近畿一円が汚染され、また、水も飲めなくなる可能性について述べました。

最後に、今年5月21日の福井地裁判決について、重要な点を確認し、京都地裁でもそれに基づく審理がなされるべきことについて述べました。以上については弁護団（森田、渡辺、三上、畑中、尾崎）から詳細な弁論を行っています。

また、原告団から福島県からの避難者萩原ゆきみさん（事故当時福島県郡山市在住）に避難やその後の状況について意見陳述していただきました。

萩原さんは、当時福島県郡山市に在住。事故後このままでは、福島は見捨てられる、放射能にやられてしまうかも・・・そんな恐怖感にも襲われ事故の1ヶ月後、生命が危ないと夫を残し、京都へ母と子で避難。外部と内部被爆で体力が極端になくなり、身体に鞭打つようにキンカン行動や、各種集会に参加、被災地に残った人々を思いながら、「見捨てられて良い命があるはずがない。」「諦められるはずがない!」と思ったと、陳述。

「2012年夏休みに3人が自宅へ帰った。掃除をしたりしたが、子どもも私も鼻血を出した。京都に帰ったらやんだ。13年に夫が避難してきた直後、また子どもたちが鼻血を出し咳をするようになった。夫の荷物や車が汚染されていたからだ。掃除(除染)し荷物の処分をすると線量が以前より低くなり、鼻血、咳もとまった。しかし、被ばくの今後の影響を思うと健康不安は底知れぬ恐怖。このことから、大飯原発の事故が起こった場合のことを考えると、事故に関する真実の情報が伝わるとは限らないし、策定される避難計画も実態に沿わない。避難区域の範囲も狭すぎる。福井地裁判決は、半径250キロ地域にとりかえしのつかない被害の出る可能性を指摘している。」

と、以上のように陳述しました。(陳述後に傍聴

席から拍手—裁判長がやめるよう言及。)

さらに、原告で元京都府立大学学長の広原盛明さん（都市計画）に、原発と都市計画が相容れないものになっていることを意見陳述していただきました。その内容は、以下の通り。

「私は、地域計画、都市計画の研究者。専門分野から、原子力規制委員会の原発新基準の問題点を以下述べる。史上最大の危険施設である原発に対しては史上最大の立地規制が求められる。にもかかわらず、新基準では万一の事故で住民の被ばくが重大なレベルに達しないような地域計画や都市計画がはかられていない。福島の事故では、当時の原子力規制委員会が250キロ圏の住民の避難を検討した。しかし、規制委員会が基準合致と認めれば、原発立地自治体の承認だけで稼働ができる。30キロ圏内の自治体の承認はいらない。これでは国土全体にわたって影響をおよぼす原子力災害から国民を守れない。とりわけ問題なのは、国土開発計画に原発の立地による災害の問題がまったく欠落していることだ。」

広原さんは、2014年発表の「国土のグランドデザイン2050・・・国土の長期展望」に巨大災害、原発災害に関する項目が一切ない、政府のこれらの軽視を端的に表している。このことは、原発災害については国が将来展望を描くことができない存在だということを示している。原発が「日本国土の喉元深く突き刺さった骨」であり政府は、その骨を抜くことができなくなった状態なんだ・・・私は国民の生命、身体と財産を守るために、司法が英断をもって日本の全原発の再稼働を中止することを期待している・・・と力強く、陳述されました。

(以上は、原告席で裁判に参加された原告の村上敏明さんと、橋本宏一さんが報告した内容です。)(以上の詳細は、原告団 Web に掲載しています。)(また、原告の正木斗周さん作成の報告ビデオがYouTube にアップされ、原告団 Web から見ることができます。)

次回は、1月29日です。ぜひ、裁判所におこしく下さい。

■裁判では、毎回傍聴希望者が多数のため、法廷へ入廷できる原告団、傍聴者の数が限られます。そのため、裁判と同時平行で、弁護士会館の大会議室を借り切り、弁護団が役割分担をして、法廷でその日に行われている内容を再現するという工夫もしています。

■以下は、前回の9/30(火)のタイムテーブルですが、次回もほぼ同じだと予想されます。

- ・ 12:10…弁護士会館の前に集合。
- ・ 12:15…裁判所の周辺のパレードに出発。30分程度。
- ・ 13:00…裁判所による傍聴券の抽選券配布開始。@京都地裁正面玄関前
- ・ 13:20…裁判所による傍聴席の抽選券配付終了。直ちに抽選→傍聴券の配布。
- ・ 抽選にもれた方、入廷を希望されず模擬法廷を見学される方は、14:00までに弁護士会館大会議室の模擬裁判へ。
- ・ 14:00…弁論開始。同時刻に弁護士会大会議室で模擬裁判開始。
- ・ 15:00以降…閉廷後、弁護士会館で報告集会。30分程度です。この中で、カンパを訴えます。

■裁判に参加する方法の概略

- ・ 裁判の開かれる2週間間くらいに、原告団ML、郵送希望原告には郵送で、詳細を連絡します。
- ・ 原告席(法廷の柵の内側)に入る人は、原告団が決めて、氏名を裁判所に通知します。

・ 傍聴席(法廷の柵の外側)に入る人は、裁判所が抽選を行って決めています。原告のほか、どなたでも抽選に応募することができます。

[1]原告席……メール、FAXなどで事務局宛に応募してください……

- ・ 法廷の中に原告として入るには、指定日までに弁護団事務局宛のメールやFAX、電話で応募してください。
- ・ 先着順とし、定数(およそ33名)に達し次第、締め切りますが、原告の方は、積極的にご応募ください。
- ・ 服装などは、自由ですが、裁判所の「敷地内」では、のぼり、プラカード、カンバッジ、腕章など、主張のあるものは裁判所によってチェックされます。

[2]傍聴席……当日の抽選にご参加ください……

- ・ 午後1時から裁判所が行う傍聴席の抽選に応募してください。
- ・ 抽選券の配布は、地裁の正面玄関前となります。約90席です。
- ・ 傍聴席に入ることができなかった方は、模擬法廷にご参加ください。

[3]模擬法廷……傍聴席に入れない(入らない)場合……

- ・ 弁護団が用意しております模擬法廷に参加してください。
- ・ 京都地裁の構内の南東角にある弁護士会館へ。本番の法廷と同じで、午後2時開始です。

京都脱原発訴訟 原告団 事務局

- ・ 〒604-0857 京都市中京区蒔絵屋町280 インターワンプレイス京都4階
京都第一法律事務所 気付 ・ 電話：075-211-4411 ・ FAX：075-255-2507
- ・ 原告団 Web：<http://nonukes-kyoto.net/> (「京都脱原発原告団」で検索できます。)
- ・ Mail：kyotodatsugenpatsubengodan@gmail.com (メールは弁護団と原告団で共通です。)
(きょうとだつげんぱつべんごだん) (「つ」=「tsu」、「ん」=「n」)

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟 原告団

と

大飯原発差止訴訟 [京都脱原発訴訟] 原告団

福島の今をリアルに伝える--『福島交流ツアーの報告』

1部500円



- ◀ A4判48ページのカラー版。
- ◀ カラーの写真や図表が70点以上。
- ◀ もくじ
 - ・ まえがき …… 2
 - ・ 福島交流ツアーの概略…… 4
 - ・ 参加した12名の感想…… 15
 - ・ 福島県南相馬市・相馬市及びその周辺地域における空間線量測定…… 32
 - ・ 大飯原発差止訴訟の原告募集…… 45
 - ・ 大飯原発差止訴訟 原告団 結成のアピール…… 48
- ◀ 送料など
 - ・ 1部：100円（2部、3部でも同じ100円です）
 - ・ 4部：200円（5部、6部でも同じ200円です）
 - ・ 7部以上の送料はお問い合わせください。
 - ・ 団体などで50部以上をお求めの場合は、下記発行所にご連絡ください。
割引額と送料をご連絡します。

冊子代、送料の振込先は下記にお願いします

郵便振替口座 口座番号：00990-8-144924
口座名義（加入者名）：京都脱原発弁護団（キョウトダツゲンパツベンゴダツン）

銀行からの振り込みの場合
ゆうちょ銀行 ○九九（ゼンキョウキョウ）支店

振込用紙には、下記のように送付先等をご記入ください

『福島交流ツアーの報告』を申し込みます。

冊子代[]部 × 500円 = []円
送 料 []円……以上の合計をお振り込みください。
連絡電話番号：[() -]
送付先氏名：[]
送付先住所：[〒]

▶詳細は→3ページ。

大飯原発差し止め訴訟 原告団 大飯原発&原発関連施設を巡る おい町見学ツアー (2014年7月6日の報告)

- ・おい町と大飯原発の所在地を自分の目で確かめてきました。
- ・海からしか見えない大飯原発3、4号機を、遊覧船で見してきました。
- ・大飯原発で事故がおこったときに対処の拠点となるオフサイトセンターの位置を確かめました。
- ・おい町の原発関連施設、道路などを、いくつか回って見学しました。

■DVD写真集

… 67分。

案内していただきましたおい町の猿橋
巧町議の音声解説入り。



■ソフトカバーのアルバム

… A5 サイズ (148mm × 210mm)、14 ページ

■ハードカバーのアルバム

… C6 サイズ (114mm × 162mm)、14 ページ

▶詳細は→3 ページ。

フリー紙芝居 「なくそう げんぱつ」 YouTube 版 と DVD版



▶詳細は→3 ページ。